

# 平成24年度 介護保険制度に係る集団指導

## 福井県健康福祉部長寿福祉課

- ※ 本資料は、適切な運営を行っていただくために、これまでの指導における留意点等を抜粋して説明しているものであり、本資料に記載のない介護サービスに関する重要事項については、介護保険関係法令等および各種通知を御覧ください。
- ※ 介護保険関係法令および各種通知については、「介護保険六法」等の参考書のほか、独立行政法人 福祉医療機構が運営する「WAMNET」ホームページに掲載されております。こちらもご利用ください。  
WAMNET (<http://www.wam.go.jp/TOPページ>→ 行政資料→ 介護保険)
- ※ 人員・設備および運営等の基準条例および解釈通知については、福井県長寿福祉課ホームページに掲載する予定です。

## 目次

○基準条例の制定について	…	1
○利用者の人権擁護・虐待防止について	…	6
○業務管理体制整備について	…	14
○処遇改善加算について	…	17
○居宅介護支援事業に関する留意事項	…	18
○居宅サービス事業に関する留意事項	…	20
○施設サービス事業に関する留意事項	…	24

# 老人福祉施設、指定居宅サービス、指定介護予防サービス、介護保険施設等の基準を定める条例について

## 1 条例制定の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号および平成 23 年法律第 105 号。いわゆる第 1 次一括法および第 2 次一括法）」および「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」が施行され、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）が改正された。

これらの法改正により、これまで省令で全国一律に定められていた介護サービス等の基準について、地方自治体が条例で定めることとされた（平成 24 年 4 月 1 日施行※）。

このうち、下記の省令で定めていた基準については、都道府県の条例で定めるとされており、これらの条例は平成 24 年 12 月 20 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日施行される。

※ 経過措置により、平成 25 年 3 月 31 日までの間において、条例が未施行の場合は、省令で定める基準が条例で定める基準とみなされることとなっており、省令基準が適用される。

## 2 条例の名称および国基準

各基準省令に対し、条例と条例施行規則を制定。

人員基準の職種ごとの員数や、設備基準の設備ごとの面積等については、条例施行規則で規定する。（条例施行規則は、平成 25 年 3 月中に公布、平成 25 年 4 月 1 日施行予定）

国 基 準	根拠法令等	条 例 の 名 称
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)	老人福祉法 (昭和 38 年法律 第 133 号)	福井県特別養護老人ホームの設備 および運営の基準に関する条例
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 19 号)		福井県養護老人ホームの設備およ び運営の基準に関する条例
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)	社会福祉法 (昭和 26 年法律 第 45 号)	福井県軽費老人ホームの設備およ び運営の基準に関する条例

国 基 準	根拠法令等	条 例 の 名 称
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）	介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)	福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）		福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）		福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）		福井県介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営の基準に関する条例
健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）		福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例

### 3 独自基準

県独自の基準については、次の3項目について以下のような内容である。

(1) 特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設の居室定員	
現行省令基準	「1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。」
該当項目が規定されている省令	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
独自基準の内容	「一の居室の定員は、一人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる。 前項ただし書の場合においては、入所者のプライバシーの確保に配慮しなければならない。」
独自基準を定める理由等	入所者の経済的な負担軽減のため、地域の実情等により多床室（4人以下）の整備もできるようにする。

(2) 人権擁護、虐待防止の推進	
現行省令基準（抜粋）	（基本方針） 「指定居宅サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。」
該当項目が規定されている省令	全8省令
独自基準の内容	（追加） 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
独自基準を定める理由等	人権擁護、虐待防止に関する研修を実施するよう明示することにより、事業所における利用者の権利擁護の意識醸成を図る。
(3) サービス提供記録等の保存期限延長	
現行省令基準（抜粋）	「その完結の日から二年間保存しなければならない。」
該当項目が規定されている省令	介護保険法関係5省令
独自基準の内容	（事業所）は、入居者（利用者）に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、（サービス計画およびサービス提供記録等）の記録についてはその完結の日から5年間、その他の記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。
独自基準を定める理由等	地方自治法上の金銭債権の消滅時効である5年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存期限を変更する。

※上記以外については、現行の国省令基準どおりとする。

#### 4 独自基準等の考え方について

基準条例についての解釈通知を平成25年3月中に発出する予定。

上記独自基準についての考え方は、以下のとおり。

(1) 特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設の居室定員

《条例》

- ・福井県特別養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例 第11条、第45条
- ・福井県指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例 第6条

(設備)

- 4 一の居室の定員は、一人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認める場合は、二人以上四人以下とすることができる。
- 5 前項ただし書の場合においては、入所者のプライバシーの確保に配慮しなければならない。

《考え方》

特養基準条例第11条第4項ただし書の適用に当たっては、入所者の経済状況、施設の整備状況その他の地域の実情等を勘案し、総合的に判断するものとする。

また、ただし書を適用して居室定員二人以上四人以下の居室を設ける場合には、入所者同士の視線が遮断されるように間仕切り等を設置するなど、プライバシーの確保に配慮しなければならない。この場合、各居住部分に室外の自然光が取り入れられるような工夫が必要である。

(2) 人権擁護、虐待防止の推進

《条例》ex.福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例  
(一般原則)

第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

《考え方》

居宅基準条例第3条第3項は、第1項の趣旨および高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に基づき、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を講ずるよう努めることを規定したものである。

「必要な体制の整備」とは、具体的には、

- ①虐待の防止に関する責任者の選定
  - ②成年後見制度の利用支援
  - ③苦情解決体制の整備
  - ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)
- 等を指すものである。

### (3) サービス提供記録等の保存期限延長

現在の厚生労働省の解釈通知には、完結の日についての考え方について記載はないが、今回完結の日の解釈について規定する。

《条例》ex.福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例  
(記録の整備)

第42条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、第一号および第二号の記録についてはその完結の日から五年間、その他の記録についてはその完結の日から二年間保存しなければならない。

#### 【記録の種類】

- ・ サービス計画書（全サービス共通）
  - ・ 具体的なサービス内容の記録（全サービス共通）
  - ・ 身体拘束についての記録（施設系サービス）
  - ・ (不正被保険者についての) 市町村への通知（全サービス共通）
  - ・ 苦情の内容等の記録（全サービス共通）
  - ・ 事故対応についての記録（全サービス共通）
- ほか（サービスによって異なる）

#### 《「完結の日」の考え方》

- ・ 日々作成する記録については、「サービスを提供した日」とする。  
サービス内容の記録、身体拘束についての記録
- ・ 記録に期間の定めがあるものは、その期間の満了日  
サービス計画書
- ・ 必要に応じて作成する記録については、「記録を整備した日」とする。  
市町村への通知、苦情の内容等の記録、事故対応についての記録

# 高齢者の人権擁護と虐待防止について

## 1 高齢者虐待とは

### 高齢者虐待防止法制定の経緯

児童虐待やDVと並んで、家庭や介護施設における高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄等の虐待が問題となっていたことから、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 18 年 4 月 1 日から施行されています。

この法律には、高齢者虐待の定義、対応の基準等が規定されています。

### 高齢者虐待の内容

#### ①養護者による高齢者虐待

高齢者を現に養護する者（家族や親族など）による虐待

#### ②養介護施設従事者による高齢者虐待

老人福祉法および介護保険法に規定する下表の施設または介護事業の業務に従事する職員による虐待

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業

### 高齢者虐待の分類

#### ○身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること

（例：殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、身体拘束・抑制をする、意図的に薬を過剰に与える など）

#### ○介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の者による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

（例：食事や水分を与えない、入浴しておらず異臭がする、劣悪な環境の中で放置する、必要な介護サービスや医療を理由なく制限する など）

#### ○心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



(例：ののしる、侮辱を含めて子供のように扱う、意図的に無視する など)

#### ○性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。高齢者にわいせつな行為をさせること。

(例：排せつの失敗の罰として下半身を裸にして放置する など)

#### ○経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること。その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(例：必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など)

#### 高齢者虐待件数等の状況

- 高齢者への虐待に関する通報・相談件数および虐待と認められた件数は次のとおりであり、養護者による虐待は前年度より増加しています。

区分	虐待と判断された件数	
	22年度	23年度
養護者	164件	193件
養介護施設従事者等	1件	0件

#### 養介護施設の設置者または養介護事業を行う者の義務

- 養介護施設や養介護事業を行う者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。
- 養介護施設の設置者または養介護事業を行う者は、次の措置を講じなければなりません。
  - ①養介護施設従事者等の研修の実施
  - ②養介護施設への入所者、養介護施設の利用者または養介護事業にかかるサービスの提供を受ける高齢者およびその家族からの苦情処理の体制整備
  - ③その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

高齢者虐待かな?と思ったら、地域包括支援センターへ!

#### 養介護施設従事者等の義務等

- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。
- 養介護施設従事者等は、高齢者の人格を尊重した処遇を行わなければいけないことはもちろんのこと、就業している養介護施設内や養介護事業において、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報をしなければなりません。
- また、養護者または養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢

者を発見し、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町に通報をしなければなりません。

- このほか、養護者または養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町に通報するよう努めなければなりません。
- なお、養介護施設従事者等は、市町に通報をしたことを理由として、「解雇その他不利益な取扱を受けない」と規定されています。

#### 養介護施設従事者による高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待について通報があった場合は、市町が虐待の事実確認を行います。県が市町と協力して事実確認を行うこともあります。
- 高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護のため、市町や県は、法令に規定された権限を行使します。（監査・指導の実施。従わない場合は、行政処分もあり。）

## 2 身体拘束の廃止

介護保険法では、身体拘束は原則禁止されています。（基準条例でも禁止について明記されています。）

高齢者虐待の対応では、身体拘束実施の3要件を満たさない身体拘束は「高齢者虐待」として対応します。

#### 身体拘束となる具体的な行為の例

- ・徘徊しないよう車イスやイス、ベッドに身体をヒモなどでしばる。
- ・転落しないよう、ベッドに身体をヒモなどでしばる。
- ・自分で降りられないよう、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴、経管栄養などのチューブを抜かないよう、四肢をヒモなどでしばる。
- ・点滴、経管栄養などのチューブを抜かないよう、または皮膚をかきむしらないよう手や指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ・車イスやイスから落ちたり、立ち上がったたりしないよう、Y字拘束帯、腰ベルトなどをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するため、つなぎ服を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐため、ベッドなどに身体をヒモなどでしばる。
- ・行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

※上記行為は身体拘束禁止の対象となる行為の例であり、こういった行為が身体拘束禁止の対象となるかは、実施行為の中身と目的が問題となります。

### 身体拘束廃止に向けて

拘束の実施 ⇒ 利用者の活動性の低下。身体・精神的機能の低下。



「作られた寝たきり状態」の発生



利用者が人間らしく活動的に暮らすには、身体拘束を廃止していくことが必要。



(廃止に向け)

- ・トップが決意して、一丸となって取り組む。
  - ・全員で議論し、共通の意識をもつ。
  - ・身体拘束を必要としない状態を目指す。
  - ・事故の起きない環境と整備し、柔軟な応援体制を確保する。
  - ・常に代替的な方法を考える。身体拘束を行うケースは極めて限定的に。
- ※漫然と拘束することは、認められない。

### 緊急やむを得ない場合の身体拘束実施

- ・ケアの工夫だけでは十分に対処できない一時的に発生する突発的事態のみに限定。
- ・安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束することはできない。慎重な判断が必要。

(身体拘束実施の3要件)

切迫性、非代替性、一時性 ～これら3要件すべてを満たすこと

(3要件内容)

切迫性	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者本人または他の利用者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。</li></ul> <p>※身体拘束を行うことで本人の日常生活に与える悪影響を勘案、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人などの生命または身体が危険にさらされる可能性が高いか否かを確認したか。</p>
非代替性	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。</li></ul> <p>※複数のスタッフで確認をしたか。拘束方法は、本人の状態像などに応じて最も制限の少ない方法を検討したか。</p>
一時性	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。</li></ul> <p>※身体拘束その他の行動制限が、本人の状態像などに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。</p>

○身体拘束廃止委員会などの組織で、上記 3 要件すべてを満たす状態であることを検討し、記録することが必要。(担当スタッフで決めるものではない。施設全体と

して判断。)

- 利用者本人や家族に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などをできる限り詳細に説明し、理解を得る。(施設の責任で実施。)また、事前に説明し理解を得ていても、身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明のこと。
- 緊急やむを得ない場合に該当するか否か常に観察、再検討。必要なくなれば、直ちに解除。
- 身体拘束を実施する場合、その態様や時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要。(日々の心身の状態などの観察。拘束の必要性や方法の再検討を行うごとに、逐次記録を加える。その情報は、スタッフ間や施設内などで共有できるようにすること。この記録は施設で確実に保存。)

### 3 苦情処理体制の整備

養介護施設・養介護事業者では、苦情相談窓口を開設するなど、苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが基準条例等に規定されているとともに、高齢者虐待防止法においては、養介護施設・養介護事業者に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています。

苦情の受付やその処理体制については、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

#### 高齢者権利擁護 内部研修用参考資料

- 福井県長寿福祉課ホームページ「高齢者虐待防止について」

→ <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/gyakutaibousi.html>

トップ > 健康づくり・福祉 > 介護・高齢者 > 高齢者虐待防止について

- 認知症介護情報ネットワーク（DCネット）

平成 20 年度研究報告書「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」

→ <http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/list.html?center=3>

トップ > 学習支援情報 > 研究報告書 > センター研究報告書 > 仙台センター > 平成 20 年度

- 神奈川県 資料 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 介護・高齢者 > 高齢者の虐待防止 > 高齢者虐待防止のために

## 養護者による虐待の防止・早期発見のためにお願いしたいこと

高齢者虐待防止法は、その正式名称「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」にもあるとおり、支援を必要とする高齢者とその養護者を支え、虐待の状態を解消し高齢者の権利を守ることを理念とする法律です。

養護者による虐待（家庭内での虐待）についての相談・通報者は、介護支援専門員・介護保険事業所職員が4割近くを占めています。密室となりやすい家庭介護において、介護保健サービスの利用により第三者の目が入ることで、家庭内での虐待が把握されやすくなります。

高齢者虐待の対応（事実確認、虐待かどうかの判断、支援策の検討など）は市町がおこないます。

「虐待と決めつけては家族に悪い。」「高齢者の今の環境は不適切だけど、家族も精一杯やっているし…。」

気になる高齢者の家庭があったら、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談して、支援策を考え、虐待の芽を摘み取りましょう。

介護サービス事業者におかれましては、高齢者虐待の早期発見と虐待防止のため、御協力をお願いします。

- 職員へ的高齢者の権利擁護、虐待防止に関する研修を実施し、権利擁護についての意識向上を図りましょう。
- 介護力が不足している家族を「困った家族だ。」と片付けるのではなく、高齢者がその人らしい暮らしをするために必要な支援を、ケアマネジャーや地域包括支援センターと連携して考えましょう。
  - ⇒ 家族の経済的困窮や病気などで家族の介護力が不足すると、高齢者の心身の状態や環境が不適切な状態になりがちです。この場合、介護サービス事業者だけでは対応しきれません。地域包括支援センターと連携し、高齢者と養護者双方を支援する必要があります。
- 新しいあざやケガが頻繁に発生しているなど、気になる点があれば、サービス記録等に事実として記載し、ケアマネジャーと情報を共有しましょう。
  - ⇒ 虐待に当たるかどうかは、市町が判断します。日々の高齢者や家族の様子を把握している介護サービス事業者は事実を客観的に記録することを意識してください。これらの記録は、市町が虐待対応をする際の判断材料や支援策を検討するための材料となります。

## 養介護施設従事者等による虐待の防止のためにお願いしたいこと

養介護施設従事者等による虐待は、虐待を行った職員の資質にのみ原因があるわけではありません。虐待防止については、施設や事業所が一体として取り組む必要があります。

### ① 施設・事業所の理念や運営方針の周知徹底

施設・事業所における理念や方針は、その施設・事業所の運営の根底にあるものです。職員が働く上でそのことを理解できるよう周知することが必要です。

### ② チェックリストやマニュアルの作成

日々の業務の中で職員が行っている言動を客観的に振りかえる機会をつくるためにも、日頃気をつけたい行為や言動についての簡単なチェックリストの活用が役立ちます。また、施設や事業所の実状にあわせて「自分達の言葉で書かれたマニュアル」を作成することは、職員の士気を高めよいケアをしていくために有効です。

### ③ 報告・通報しやすい体制づくり

万が一職員に不適切な対応が見られた場合にも、個人の問題ではなく、施設・事業所全体の問題として捉える必要があります。また、職員による不適切な対応があった場合に上司に報告しやすい関係があるか、他職種間の職員同士相談しやすい雰囲気があるかなど、日頃から円滑なコミュニケーションを心がけるなど、職場の人間関係も大変重要であると思われま

### ④ 施設・事業者内外の研修への参加

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に関する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

### ⑤ 個別ケアの推進

業務をこなすため、流れ作業的なケアを実施せざるを得ない状況もあると思いますが、このような状況の中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生しており、また従事する職員にも士気が低下するなどの影響があると考えられます。高齢者の尊厳を尊重するという視点から利用する高齢者一人ひとりに対して個別的なケアを実践することが重要です。

### ⑥ 苦情処理に関する体制の整備

利用者本人や利用者家族からの苦情を担当者任せにせず、施設・事業所として把握し対応することで、日頃のサービスの見直しを図り、サービスの質の向上に努めることが重要です。

⑦ 職員への支援体制の整備

介護職場の慢性的な人員不足や勤務時間、職場の人間関係など、介護職員はさまざまなストレスを抱えています。

さらに職員が利用者や利用者家族から不快行為や言動、一方的な苦情を受け悩むケースも多く聞かれます。こうしたストレスが高じることで、そのストレスを利用者に向けたり、職員が燃え尽きてしまうことも見られます。

各職場においても、介護事故や虐待の発生防止や職員が燃え尽きないように、日頃の業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するよう努めてください。

## 業務管理体制の整備について

平成20年介護保険法改正により、介護サービス事業者は、法令順守等の業務管理体制の整備が義務付けられ、事業所数に応じた体制を届け出ることとされました。これにより、すべての事業者（法人）は、業務管理体制に関して届出が必要です。新規参入または未届けの事業者（法人）におかれましては、速やかに提出してください。

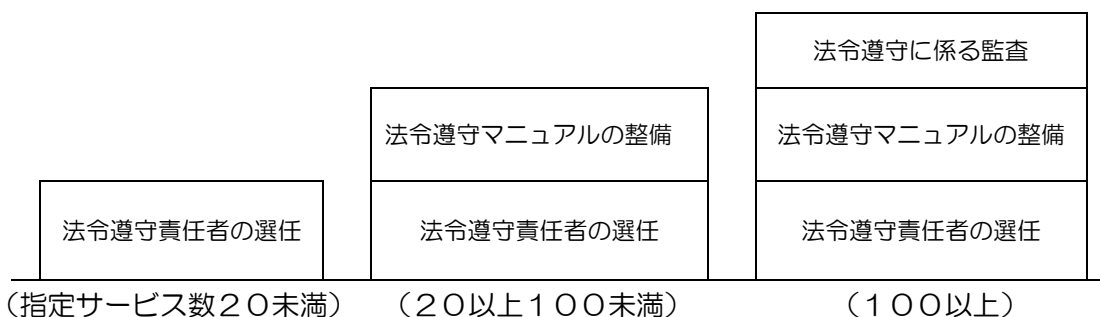
### 1 業務管理体制整備に係る届出

届出は、指定事業所の申請（開設）者である**事業者（法人）**ごとに行ってください。業務管理体制の整備は、事業所の規模に応じ求められる内容が異なります。

#### ①届出の内容(第12号様式)

- ・法令遵守責任者の選任・届出（全ての事業者）
- ・法令遵守マニュアルの整備・概要届出（指定サービス数20以上100未満）
- ・法令遵守に係る監査（指定サービス数100以上）

#### 【業務管理体制整備の内容】



※指定サービス数には、みなし事業所は含みません。

※指定サービス数の数え方は、別紙「介護サービス事業者の業務管理体制整備の届出にあたっての注意事項」を参照してください。

#### ②届出先

整備した内容については、届出を行う必要があります。

事業所の所在地の状況に応じ、提出先は次のとおりとなっています。

- ・指定事業所または施設が二以上の都道府県に所在する事業者 ⇒**厚生労働省**
- ・地域密着型サービスのみを行う事業者で、事業所全てが同一市町内 ⇒**市町**
- ・上記以外 ⇒**都道府県**



### ③届出内容に変更があった場合(第 13 号様式)

以下の届出内容について変更があった場合は、変更の届出が必要となります。

- 法人種別、法人名称
- 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- 代表者氏名（フリガナ）、生年月日
- 代表者の住所、職名
- 事業所名称等および所在地
- 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）および生年月日
- 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 業務執行状況の監査方法の概要

### ④事業所の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合(第 12 号様式)

この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関（福井県知事）および変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。

（例：福井県のみで事業展開していた事業者が、新たに滋賀県においても事業を開始した場合届出先 「福井県知事 → 近畿厚生局長」に変更）

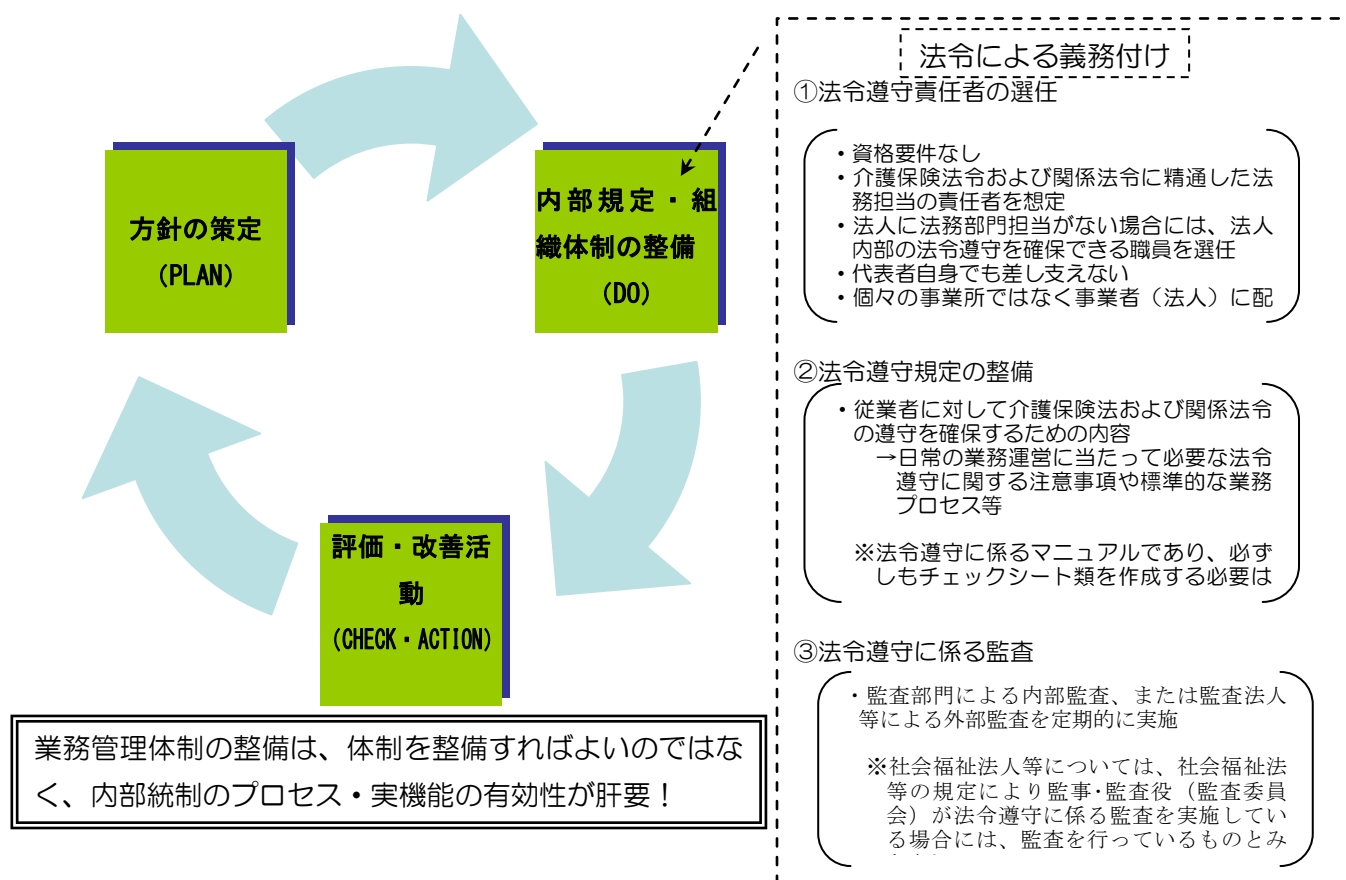
## 2 一般検査および特別検査

不正行為の未然防止や介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保のため、1 ②の届出先となる行政機関による一般検査および特別検査が行われます。

これらの検査の視点は、適切な業務管理体制の整備、不利益処分相当の事案発覚の場合は、組織的関与の有無を検証するものです。問題点があった場合は、事業者自ら改善を図るよう促します。

なお、一般検査は、福井県が管轄する全ての事業者に対して、概ね3年に1度、介護保険事業所の実地指導にあわせて実施します。

### 3 業務管理体制のプロセス（PDCA サイクルの組み合わせ）



### 4 各プロセスにおける要点

#### 方針の策定（PLAN）

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守体制の整備・確立に向けた方針および具体的な方策の検討
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め、組織全体へ周知
- ③方針策定のプロセスを検証し、適時の見直し
  - 経営陣（取締役・理事等）の主体的な関与が必要！
  - トップによる一方的な押し付けではなく、議論による体制構築を！

#### 内部規定・組織体制の整備（DO）

- ①法令等遵守方針により、内部規定等を策定し、組織内へ周知
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する体制の整備
- ③各事業部門に対し、遵守すべき法令等、内部規定を周知させ、遵守させる体制を整備
  - 事故防止担当や苦情解決担当との連携により、事故内容や利用者等からの相談苦情内容について法令等との整合性を検証し、予防や改善活動へ活かす！

#### 評価・改善活動（CHECK・ACTION）

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守体制の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証
- ②検証の結果に基づき、改善する体制の整備
  - 適宜、各事業所の法令等遵守状況についての情報収集が必要！
  - 法令等への違反事例が発覚した場合、いかに迅速に、的確に対処できるかが課題！

## 介護職員処遇改善加算に関する留意事項（H24）

介護職員処遇改善加算の取扱いについては、昨年度の集団指導において既に周知済みですが、最初の実績報告書の提出時期を迎えるにあたり、各事業所で要件等について再度確認をお願いいたします。

### 【確認をしておくべき資料】

- ・「厚生労働大臣が定める基準」（平成24年3月13日・厚生労働省告示第96号）
- ・「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成24年3月16日付け老発0316第2号）
- ・「平成24年度介護報酬改定に関するQ&Aについて」（←県長寿福祉課HPに掲載）

※「介護職員処遇改善加算」については、介護報酬の一部となりますので、算定や報酬の請求に加え、各種届出・報告などは各事業所で責任をもって実施していただく必要があります。

※ただし、県長寿福祉課からも、年度当初の届出や実績報告の時期にあわせてEメールでのみ情報提供を行います。当初の届出に記載のアドレスにメール送信していますので、こちらも御注意ください。

### 【参考】介護職員処遇改善加算の算定要件（例：訪問介護）〔厚生労働大臣が定める基準から〕

- ・加算Ⅰ…(1)～(8)のすべてに適合する場合
- ・加算Ⅱ…(1)～(6)のすべてと(7)または(8)に適合する場合
- ・加算Ⅲ…(1)～(6)のすべてに適合する場合

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第十九号及び第四十三号を除き、以下同じ。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
  - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

## 居宅介護支援事業に関する留意事項（H24）

### 【居宅介護支援】

#### 1 特定事業所集中減算について

特定事業所集中減算は、すべての居宅介護支援事業所が書類作成の必要があり、**集中する理由に関わらず90%を超えた場合は、県（長寿福祉課）への届出が必要**です。

下記実施上の留意事項を確認して、適正な取扱いをお願いします。

（実施上の留意事項）

##### ① 判定期間と減算適用期間

判定期間	減算適用期間
前期：3月1日から8月末日	10月1日から3月31日まで
後期：9月1日から2月末日	4月1日から9月30日まで

##### ② 判定方法

事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護または福祉用具貸与が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与それぞれについて、**最もその紹介件数の多い法人**を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護、通所介護または福祉用具貸与のいずれかのサービスについて90%を超えた場合に減算する。

##### ③ 算定手続き

判定期間：前期 9月15日までに作成

判定期間：後期 3月15日までに作成

＊算定の結果、90%を超えた場合は県知事に届出（県長寿福祉課へ提出）

90%を超えなかった場合も書類を2年間保存すること。

＊90%を超えている場合であって、正当な理由がある場合はその理由を記載  
正当な理由・・・「指定居宅介護支援の費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（老企36）第三10(4)を参照

様式については、長寿福祉課ホームページよりダウンロードしてください。

☆県庁ホームページ ⇒ 健康づくり・福祉 ⇒ 介護保険

⇒ 介護事業者向け情報 ⇒ 特定事業所集中減算について

## 2 居宅サービス計画書の交付について

居宅サービス計画書については、利用者および担当者への交付が義務づけられています（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第 13 条 11）が、一部担当者への交付がされていない場合が見受けられます。計画書に位置づけたサービス担当者への交付の徹底をお願いします。

### ○介護支援専門員証の有効期間について

介護支援専門員証の有効期間の更新には更新研修を受講後、証の交付申請が必要です。業務経験により更新に必要な研修や受講時期等が異なりますので、長寿福祉課ホームページをご参照ください。

有効期間切れで業務に就けないことがないように、有効期間の確認および更新研修受講等の管理をお願いいたします。

※証の交付申請から交付まで 1 か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

様式については、長寿福祉課ホームページよりダウンロードしてください。

☆県庁ホームページ ⇒ 健康づくり・福祉 ⇒ 介護保険  
⇒ 介護支援専門員について  
⇒ 2. 介護支援専門員の登録・手続きなどのお知らせ

### ○個人情報の取扱いについて

文書や電子媒体で保存されている個人情報は、事務所外に持ち出す際の取扱いや、盗難防止対策などについて点検をお願いします。

- 例) 個人の情報をやむを得ずファクシミリや電子メールを使用する場合  
→送信先の確認、個人を特定する部分（氏名等）を消す など
- 研修会等で事例を提供する場合  
→氏名、住所、家族の名前など個人情報は消す など
- 認定調査等で原本を持ち出す場合  
→2名以上による持ち出しおよび戻りの確認 など

## 居宅サービス事業に関する留意事項（H24）

### 【訪問介護】

#### 2級ヘルパーのサービス提供責任者の経過措置期間終了について

24年4月の制度改正で減算対象とされた2級ヘルパーのサービス提供責任者配置事業所について、経過措置として、要件を満たす場合は平成25年3月31日まで減算の適用を受けないとされていましたが、経過措置期間が終了し、減算対象となるので留意してください。

厚生労働省の介護報酬に関する留意事項通知（老企第36号）により、暦月で1日以上2級ヘルパーのサービス提供責任者を配置している場合、翌月から減算となりますので、平成25年4月1日時点で該当する場合、5月提供分から減算となります。

平成25年4月1日時点で2級ヘルパーのサービス提供責任者を配置する事業所は、必ず「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を4月15日までに提出してください。減算対象であるにもかかわらず、届出をせず減算しなかった場合は、報酬基準違反となりますので、適切な取扱いをお願いします。

#### 看護師等の資格保有者について

平成24年4月に法改正され、平成25年4月1日から適用となる介護職員研修制度改正により、介護職員基礎研修課程、ヘルパー1級課程、同2級課程が廃止され、新たに「介護職員初任者研修課程」となります。

看護師・准看護師・保健師の資格保有者に対しては、1級課程修了に相当するとして、従前は1級課程の修了証明書を交付していましたが、平成25年4月1日以降も改正前のヘルパー1級課程に相当する修了証明書として交付します。また、留意事項通知（老企第36号）において、基礎研修課程・1級課程修了者は減算対象外とされています。

### 【通所介護】

#### 自主事業等での宿泊サービスについて

県と市町で実施している「在宅介護女性ほっとひといき支援事業」や、一部の指定通所介護事業所において自主事業により提供されている宿泊サービスについて、夜間の職員体制を確保するとともに、利用者の安全確保のため事故防止対策、防火対策、緊急時の対応について徹底してください。

また、「在宅介護女性ほっとひといき支援事業」は、緊急・一時的な宿泊サービスを対象とするものであり、長期利用による宿泊の常態化は想定していないことに留意してください。

「在宅介護女性ほっとひといき支援事業」や自主事業による宿泊サービスについても、同一建物居住者に係る減算対象となるため、取扱いに留意してください。

なお、自主事業による夜間の宿泊サービスの提供にあたっては、「在宅介護女性ほっとひといき支援事業」の実施要項に定める基準も参考に、適切な人員体制の確保など、利用者の安全に配慮したサービスの提供を行ってください。

## 【福祉用具】

### 福祉用具サービス計画の経過措置期間終了について

24年4月の制度改正により、福祉用具サービス事業者に対しても、個別計画として「福祉用具貸与計画・特定福祉用具販売計画」の作成が義務付けられ、経過措置期間として、平成25年3月31日までに全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成することとされていたが、経過措置期間が終了するので、留意してください。

基準に基づき、居宅サービス計画に沿った計画の作成、利用者への説明・同意・交付、計画の実施状況の把握等、必要な手続きを適切に実施してください。

なお、従前より、介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画を利用者および担当者に交付することとされていますが、特定福祉用具販売についても同様ですので、福祉用具サービス事業者との連携や情報共有について、一層留意してください。

## 【その他】

### バリアフリー化補助制度（住まい環境整備支援事業）の活用について

県では、高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるよう、各市町の御協力のもと、バリアフリー化等の改修工事に対する助成制度「住まい環境整備支援事業」を実施しております。（詳細別紙のとおり）

- （対象者） 原則として要介護3以上の高齢者  
要介護1～2で車いすを使用する高齢者
- （助成額） 上限80万円（自己負担分1割を除く）

各事業所におかれましては、利用者に対し本事業の積極的な周知をお願いします。

また、別紙ご自宅チェック表をご活用いただき、該当項目がある場合は、本事業の助成対象となる場合がありますので、相談されるよう併せて周知をお願いします。

## 県からのお知らせ（助成対象を拡大します）

### 要介護高齢者のお住まいの改修をお考えの方へ

（住まい環境整備支援事業について）

#### 1 車いす対応の住宅のバリアフリー化改修等に対し助成しています

要介護高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができるように、車いす対応のバリアフリー化等の改修工事に対し助成を行います。

#### 2 助成内容

- (1) 対象者 在宅で生活する高齢者のうち、①要介護3～5の高齢者  
または② **新** 要介護1以上で車いすを使用する高齢者
- (2) 助成額 上限80万円（自己負担分1割を除く）
- (3) 対象となる主な住宅改修

住宅内で車いす等を利用して生活する場合に必要な改修工事など

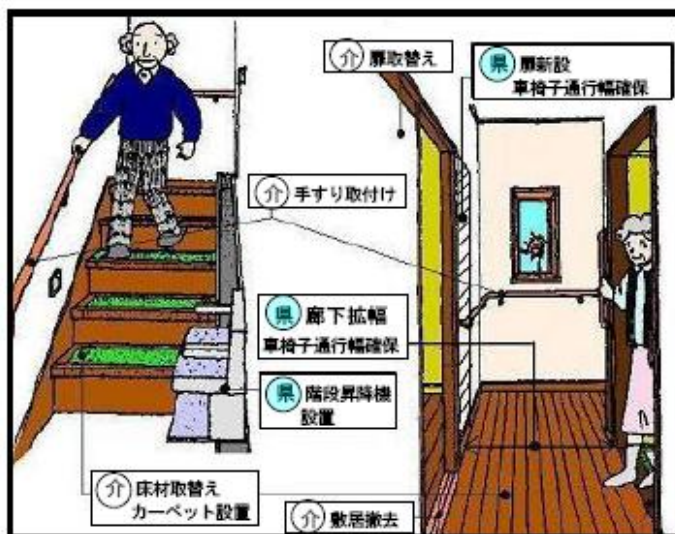
- |                |              |
|----------------|--------------|
| ・廊下、トイレ、浴室等の拡幅 | ・移動改善のための扉新設 |
| ・洗面台、流し台、蛇口取替え | ・居室周辺へのトイレ移設 |
| ・階段昇降機の設置      | ・その他の付帯工事    |
- 等

※介護保険（住宅改修費）の対象となる改修工事、新築・増築工事  
および賃貸物件に対する改修工事は対象外です。

#### 改修イメージ

〔廊下・階段の例〕

- 県：助成対象  
介：介護保険対象



#### ○制度に関するお問い合わせ先

福井県健康福祉部長寿福祉課 在宅ケア推進室

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0332 FAX 0776-20-0642

#### ○利用申請の問い合わせ先

助成申請については、裏面の各市町高齢福祉担当課にご相談ください。

※裏面に住まいの「チェック表」があります。あわせてご覧ください！



## ご自宅チェック表

住まいでお困りの点はありませんか？  
簡単なチェックをしてみましょう

- 車いすからトイレに移乗する際に十分なスペースがなく介助しづらい。
- トイレに十分なスペースがなく、ドアが開いたままになってしまう。
- 脱衣所、お風呂など十分なスペースがないため、介助しづらい。
- 廊下が狭く、車いすで通ると壁にぶつかりそうになる。
- 廊下に十分なスペースがなく、車いすで方向転換できない。
- 玄関が狭く、車いすで回転できない等、出入りが困難である。
- 洗面台や流し台の高さが高いため使いづらい。
- 浴室、洗面所、流し台等の蛇口が使いづらい。
- ガス台や調理台の高さが合わず、調理しづらい。
- 2階の居室に行きたいが、階段を上るのが危険。
- 居室からトイレまでの移動距離が長い。
- 畳生活をしているが、立ち上がり等が困難である。
- 電気スイッチの位置が高く使用しづらい。
- ヘルパーさんが居室に直接入れるような勝手口があると助かる。

いくつチェックがありましたか？

該当項目については「住まい環境整備事業」の助成対象となる場合があります。  
住み慣れたご自宅で安全・安心な生活が続けられるよう、次の相談窓口・お住まいの市町担当課またはご担当のケアマネジャーに相談してみましょう。

### 【相談窓口】福井県介護実習・普及センター（専門相談員派遣事業）

専門的な知識が必要な住宅改修について、建築士、福祉用具専門相談員、理学療法士、作業療法士等が現場を訪問し具体的な相談にお答えします。ぜひご利用ください。

詳しくは TEL 0776-24-0086まで

### 【各市町のお問い合わせ先・利用申請先】

市町名	担当課	TEL
福 井 市	長寿福祉課	0776-20-5400
敦 賀 市	地域福祉課	0770-22-8124
小 浜 市	健康長寿課	0770-53-1111
大 野 市	健康長寿課	0779-66-6631
勝 山 市	健康長寿課	0779-87-0888
鯖 江 市	長寿福祉課	0778-53-2219
あ  わ  ら 市	健康長寿課	0776-73-8022
越 前 市	長寿福祉課	0778-22-3784
坂 井 市	健康長寿課	0776-50-3040
永 平 寺 町	福祉保健課	0776-61-3920
池 田 町	保健福祉課	0778-44-8000
南 越 前 町	保健福祉課	0778-47-8007
越 前 町	高齢福祉課	0778-34-8711
美 浜 町	福 祉 課	0770-32-6704
高 浜 町	福 祉 課	0770-72-5887
お  お い 町	なごみ保健課	0770-77-1155
若 狭 町	福 祉 課	0770-62-2703

## 施設サービス事業に関する留意事項（H24）

### ○非常災害対策の徹底について

#### 1 防火安全体制の徹底について

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷するという痛ましい事故が発生いたしました。

各施設におかれましては、下記に留意の上、社会福祉施設等における防火体制の確保および万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すようお願いいたします。

なお、県から「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」（平成25年2月14日事務連絡）の通知をお送りしておりますので、再度ご確認ください。また、防火安全体制の更なる徹底をお願いいたします。

##### （1）非常災害対策の適切な実施

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定
- ② 非常災害時の関係機関への通報および連携体制の構築
- ③ ①および②の事項の定期的な従業者に対する周知
- ④ 定期的な避難訓練の実施

##### （2）消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

消防法等に規定されたスプリンクラーや自動火災報知機等の消防設備の設置状況について点検を行い、防火安全対策に万全を期すようお願いいたします。

#### 2 土砂災害避難マニュアルの作成および避難訓練の実施について

土砂災害警戒区域や特別警戒区域に立地する事業所・施設に対しては、土砂災害に対する避難マニュアルの作成や避難訓練の実施についてお願いしているところですが、未作成・未実施の事業所・施設におかれましては、早期の対応をお願いいたします。

##### ※参考資料

○「土砂災害避難マニュアル」作成の手引き（平成23年3月 福井県）

○土砂災害避難マニュアル ひな形（ " ）

福井県土木部砂防防災課ホームページに掲載

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/hinantebiki.html>

○社会福祉施設における災害対策の手引き（平成23年7月 福井県社会福祉協議会）

福井県社会福祉協議会ホームページに掲載

<http://www.f-shakyo.or.jp/static/00000003/000/00002016.html>

### 3 事業所間の災害支援協定の締結について

国は、平成24年4月20日厚生労働省通知「介護保険施設等における防災対策の強化について」の中で、あらかじめ、都道府県内の施設や近隣都道府県の施設との間で、災害時における被災施設利用者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を結ぶことを検討するよう通知しています。

この通知を踏まえ、各介護保険施設等におかれましては、万一の災害時に備えて、あらかじめ協定締結について検討していただき、協定締結時にはその内容について県に登録していただきますようお願いします。

#### ※参考資料

- 介護保険施設等における防災対策の強化について（平成24年4月 厚生労働省通知）
- 大規模災害時における被災施設から他施設への避難、職員派遣、在宅介護者に対する安全確保対策等について（平成24年4月 厚生労働省通知）  
福井県健康福祉部長寿福祉課ホームページに掲載  
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kousinkeisai.html>

### 4 耐震化の促進について

高齢者が利用する事業所・施設においては、大規模地震が発生した際、被害をできる限り軽減するため、建築物の耐震化を図ることが重要です。

県では、国の基本方針を踏まえ、平成18年12月に策定され、平成24年3月に改定された「福井県建築物耐震改修促進計画」に基づき、高齢者福祉施設など多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を平成27年度までに90%にすることを目標としています。

現状では、旧耐震基準により建築された建築物で耐震診断が未実施の建築物も多いため、該当する事業所・施設におかれては、まず、耐震診断により建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえ、耐震改修等が必要な場合には、早急に対策を講じるようお願いします。

#### ※参考資料

- 福井県建築物耐震改修促進計画について（平成18年12月 福井県）  
福井県土木部建築住宅課ホームページに掲載  
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenchikujyuutakuka/taisinkeikaku.html>

## ○感染症対策の徹底について

介護を必要とする高齢者の多くは、感染症に対する抵抗力が弱いために、感染が広がりやすいです。そのため、多くの高齢者が利用する施設・事業所においては、感染対策マニュアルを作成するなどし、感染症対策を徹底することが重要です。

今年度も本県において、食中毒予防注意報が平成24年11月14日から平成25年3月31日まで発令されており、またインフルエンザ注意報が平成25年1月23日に発令されており、依然として感染症の発生動向に注意する必要があります。

本県においてノロウイルスやインフルエンザ等の感染拡大が懸念される場合には、その都度、各施設・事業所に対して、県から「社会福祉施設等における感染症対策の徹底について」（平成25年1月22日事務連絡）等の通知をお送りしておりますので、感染予防、感染拡大防止対策の参考としてご活用ください。

施設における感染予防、感染拡大防止対策について最低限遵守していただきたい事項を、次のとおり記載しましたので、ご確認ください。

### （施設における感染予防、感染拡大防止対策）

- ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること（指針には、平常時の対策及び発生時の対策を規定すること）
- ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果について、施設職員に周知徹底を図ること
- ③ 施設職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上実施すること
- ④ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚労告268号）に沿った対応を行うこと

また、次のような場合には、施設長は迅速に保健所に報告することとなっております。その際には、保健所に今後の対応の相談をし、その指導に従っていただくようお願いいたします。

### （報告が必要な場合）

- ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

なお、長寿福祉課のホームページにおいて、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」（平成17年3月 厚生労働省）や「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日 厚生労働省通知）等が、福井県感染症情報ホームページにおいて、各感染症の発生動向等が閲覧できますのでご利用ください。

（参考）

県長寿福祉課ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/chouju-kansenshou.html>

福井県感染症情報ホームページ <http://www.erc.pref.fukui.jp/kansen/>

## サービス付き高齢者向け住宅普及促進事業補助金について

### 《目的》

中重度の要介護者も受入可能なサービス付き高齢者向け住宅の県内全域への普及を促進

### 《事業内容》

サービス付き高齢者向け住宅の整備率が低い市町において、交付要件を満たす住宅を整備する事業者に対し、国の補助金に上乗せして助成

### 《交付要件》

①定期巡回・随時対応サービス事業所 または 小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービスも可）を併設すること

（併設の具体例）

既設の小規模多機能型居宅介護事業所の隣接敷地に、新たにサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合（同一事業者・他事業者いずれも可）も交付の対象となります。

②開設後に中重度の要介護者を受け入れること

### 《対象経費》

サービス付き高齢者向け住宅の新築 または 改修に要する経費

### 《補助率等》

国土交通省の補助額の2分の1（上乗せ）

（上限50万円/戸 ただし、機械浴槽を設置しない場合は上限30万円/戸）

(参考) 国土交通省の「サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金」

新築：工事費の10分の1 (上限100万円/戸)

改修： // 3分の1 (上限100万円/戸)

【問合せ先】 福井県 健康福祉部 長寿福祉課 施設サービスグループ

TEL 0776-20-0333 (直通)